

みんなで支え合う

# 国民健康保険



心身ともにリフレッシュ！



健康づくりに  
温泉やプールを  
活用しましょう

温泉などを利用することは、日頃の疲れをいやし、心身のリフレッシュに効果があると言われており、健康づくりのひとつとして注目されています。あなたも健康づくりのため、楽しみながら有効に温泉などを活用してみませんか？

## 優待サービスの受け方

国民健康保険加入者が利用できるサービスです。お湯めぐりのパンフレットをご覧ください、指定の施設を利用される際に窓口で「ゆ」カードを提示してください。

「ゆ」カードを持参された本人のみ、各協力施設で優待サービスなどが受けられます。(ただし、他の割引と重

複して利用できません。また、1回のご利用ごとにスタンプが押印されます。

## 「ゆ」カードをもらひには？

「ゆ」カードは、国民健康保険証と一緒にお配りしましたが、見当たらない場合には住民課保険年金担当の窓口へお越しください。

☆カードのスタンプ欄がいっぱいになれば、新しいカードと交換し、「ゆ」カード1枚につき、粗品(ハンドソープ)1個をお渡します。住民課保険年金担当の窓口へお持ちください。

## 日野町国民健康保険からのお知らせ

### 入院されている方へ

平成22年4月の診療報酬改定により、入院中の方が他の医療機関を受診した場合、診療点数の算定方法が変更となりました。病院に入院中、他の医療機関の受診(薬の受け取りも含む)が必要な場合は、必ず入院している病院の主治医にご相談ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784

所得税・住民税の申告をするときにご注意ください

## ●障害者控除

申告される方や、その配偶者およびその他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける方に限る)が障がい者であった場合、所得税・住民税の申告の際に控除を受けることができます。

平成22年12月31日の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障がいのある方が対象になります。

- ① 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
  - ② 精神保健指定医などにより、知的障がい者と判定された方
  - ③ 65歳以上の方で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方
- ※詳細は下記をご覧ください。
- 障がい者のうち、特に重度の障がいのある方は「特別障害者」の控除を受けることができます。

## ◆問い合わせ先

税務課 住民税担当  
☎②6570 有線⑤5093

## 介護保険

要介護認定を受けている方

障害者控除の対象となる

場合があります

## ●対象となるのは

寝たきりの方や認知症状のある方が対象ですが、対象になるかどうかは事前に介護支援課までお問い合わせください。要介護度により一律に判断するものではありません。

## ●障害者控除を受けるには

介護支援課に障害者控除対象者認定申請をして、認定書の交付を受けたうえで、確定申告をする必要があります。

## ●申請者は

税の申告をされる方で、対象者またはその方を扶養している3親等以内の親族の方です。

## ●申請に必要なもの

・印鑑  
・対象となる方の介護保険被保険者証

※申請書は介護支援課にあります。ホームページからもダウンロードできます。

☆要介護認定を受けている方で、上記②に該当する方は、障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎②6501 有線⑤7788  
ホームページ <http://www.town.shiga-hino.lg.jp>